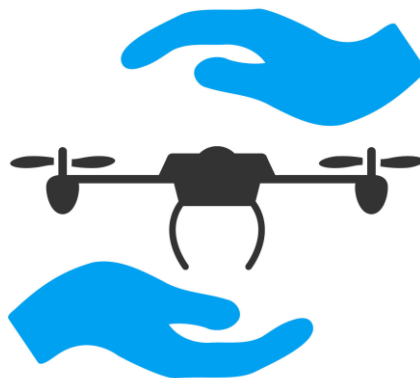
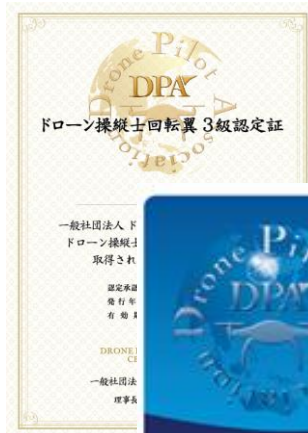


## ライセンス付帯型保険『DPAドローン総合保険制度』のご案内

ドローンにおける保険制度は、国土交通省がドローン利用時の保険加入を推奨しているものの、自動車保険における自賠責制度のように、一定の被害者救済のための枠組みは確立されておらず、ドローン航空に対する社会的信頼向上への課題の1つとなっています。

DPAでは東京海上日動火災保険(株)と連携し、ドローンの安心・安全に対する社会的信頼向上と、ドローン飛行による事故発生時の被害者救済に資する賠償資力の確保を目的として、[2018年2月1日よりDPAライセンス保有者向けに、認定ライセンス付帯型保険制度「DPAドローン総合保険制度」](#)を創設しました。



### 【制度対象者】

2018年2月1日以降にDPA認定スクールに入校申込みを行い、所定の課程を修了後、DPAマイページでのユーザー情報登録およびオンライン講座の受講を完了された方。

### 【制度登録お手続き】

DPAマイページへのユーザー情報のご登録と併せて、本保険制度へのご登録手続きを行っていただけます。

#### <お手続きの流れ>

1. DPA技能会員トップページからユーザー情報をご登録。
2. 会員登録確認メールから「本登録」お手続きへお進みください。
3. 「本登録」完了後に自動付帯保険事前登録画面が表示されます。ご加入要件チェックにお進みください。
4. 所定の項目に必要事項を記載いただいた後、「オンライン講座」受講にお進みください。(\*1)
5. オンライン講座受講完了後、ライセンス有効期間を補償対象期間とする自動付帯保険の適用が開始されます。
6. ご自身の補償内容等の詳細はDPA技能会員マイページにある「ドローン保険」タブにてご確認ください。

(\*1) 本保険制度は各種マイページ登録および「オンライン講座」の受講が完了した後に補償提供の開始となりますのでご注意ください。

## 自動付帯保険の補償概要

### 事業用途でドローンを使用される ライセンス保有者様

- ・ **ご提供する商品：**  
施設賠償責任保険
- ・ **加入対象者：**  
2018年2月1日以降にDPA認定スクールに入校申込みを行い、所定の課程を修了後、DPAマイページでのユーザー情報登録およびオンライン講座の受講を完了された方。
- ・ **補償の対象となる方（被保険者）：**  
本制度への加入対象者が所属する法人・個人事業主。
- ・ **保険期間：**  
DPAライセンスの有効期間と同じ。
- ・ **主な補償対象リスク：**  
本制度への加入対象者自身が所属法人・個人事業主（以下、被保険者）の業務のためにドローンを操縦している間に発生した偶然な事故により、被保険者が負う法律上の損害賠償責任を補償します。
- ・ **適用地域**  
日本国内
- ・ **保険金支払限度額（対人・対物共通）：**  
1名・1事故あたり1,000万円
- ・ **免責金額：**  
0円
- ・ **支払われる保険金例：**
  - ①被害者に対して法律上支払わなければならない損害賠償金。
  - ②訴訟費用、仲裁、和解、調停関係費用。
  - ③被害者の応急手当、護送等緊急処置のため支出した費用。
  - ④損害を軽くするために必要な手段をとるに要した費用。
  - ⑤保険会社が損害賠償請求を解決するにあたりそれに協力するために支出した費用。

### 事業用途以外でドローンを使用される ライセンス保有者様

- ・ **ご提供する商品：**  
個人賠償責任保険
- ・ **加入対象者：**  
2018年2月1日以降にDPA認定スクールに入校申込みを行い、所定の課程を修了後、DPAマイページでのユーザー情報登録およびオンライン講座の受講を完了された方。
- ・ **補償の対象となる方（被保険者）：**  
本制度への加入対象者。
- ・ **保険期間：**  
DPAライセンスの有効期間と同じ。
- ・ **主な補償対象リスク：**  
本制度への加入対象者（以下、被保険者）が、趣味としてドローンを操縦している間に発生した偶然な事故により被保険者が負う法律上の損害賠償責任を補償します。
- ・ **適用地域**  
日本および日本国外
- ・ **保険金支払限度額（対人・対物共通）：**  
1名・1事故あたり1億円
- ・ **免責金額：**  
0円
- ・ **支払われる保険金例：**
  - ①被害者に対して法律上支払わなければならない損害賠償金。
  - ②訴訟費用、仲裁、和解、調停関係費用。
  - ③被害者の応急手当、護送等緊急処置のため支出した費用。
  - ④損害を軽くするために必要な手段をとるに要した費用。
  - ⑤保険会社が損害賠償請求を解決するにあたりそれに協力するために支出した費用。
  - ⑥事故に関して被保険者が行う折衝または示談のために支出した費用。

事業用途でドローンを使用されるライセンス保有者様が所属する法人・個人事業主様向けに、更に補償が充実した“任意加入DPAドローン総合保険制度”もご用意しております。是非、併せてのご加入をご検討下さい。詳細はDPAホームページまたは取扱代理店の(株)インシュアランスサービスまでお問い合わせ下さい。

#### 《本件に関するお問い合わせ先》

一般社団法人ドローン操縦士協会（略称：DPA＝ディーパ）広報担当：水野  
TEL：03-6450-6402 / FAX：03-6450-6403 / MAIL：[info@d-pa.or.jp](mailto:info@d-pa.or.jp)

#### 《保険内容に関するお問い合わせ先》

取扱代理店：株式会社インシュアランスサービス 東京営業部  
TEL：03-3356-3239 / FAX：03-6893-4981 / WEB：<http://www.inss.jp>